



## 5 補助対象にならない経費

- ◇ 便所や台所等の家屋内の改造に要する経費
- ◇ 浄化槽上部を駐車場として利用する場合の補強工事など特殊な工事と認められる経費

## 6 補助金額

補助金の額は次の表のとおりとします。

人槽区分	・新築住宅 ・汲み取り式から浄化槽に設置換え	・単独処理浄化槽から 合併処理浄化槽に設置換え
5人槽	850,000円	940,000円
7人槽以上	950,000円	1,040,000円

※補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てるものとします。

## 7 補助限度額

補助対象経費の内、浄化槽設置工事費実績額が、6の表の金額より低い場合は、その工事費の支払金額とします。

## 8 手続きの流れ

①補助金申込	補助金の交付を希望する方は、 <b>受付期間内</b> に 合併処理浄化槽設置補助金申込書を市民環境課へ提出する。 <b>※ 新築の専用住宅に浄化槽を設置希望の方は、円滑に本事業を推進するために、早めに申込書を提出してください。</b> <b>申し込みが遅れると、希望の工期に間に合わない場合があります。</b>
②抽 選	補助金の申込が予算額を超過する場合は、交付の <b>優先順位</b> を専用住宅（ <b>新築・既築の順</b> ）、併用住宅とし、この場合においても新築を優先とします。 既築申込者が多数の場合は、抽選により決定する事があります。
③交付申請	●浄化槽補助金交付申請は、浄化槽設置届出書を提出後、10日以上経過してから申請してください。 ●補助金実績報告書は2月末日までに提出してください。 ●生活環境課へ提出する書類 ○補助金交付申請書 様式第1号 ○設置場所の見取図 ○工事請負契約書の写し（一括下請負の禁止） ○設置工事費内訳見積書 様式第2号 ○浄化槽の登録証の写し ○市税の納税証明書 ○住宅・土地を借りている者は、住宅の所有者又は賃貸人の承諾書 ○その他市長が必要と認める書類
④書類審査	生活環境課環境衛生担当

⑤交付決定通知	申請者に交付（不交付）決定を通知します。
⑥工事着工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>補助金交付決定通知書を受け取った後に、当該合併処理浄化槽の設置工事に着工してください。</u></li> <li>・ 浄化槽設置工事業者は、工事中に「小型浄化槽工事施工の現場写真」「国庫補助対象合併処理浄化槽の施工に関する審査について（解説）」を参照して写真を撮影してください。</li> </ul>
⑦実績報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活環境課へ提出する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業完了後 14 日以内、又は当該年度の 2 月末日のいずれか早い日までに市へ提出してください。</li> <li>○実績報告書 様式第 6 号</li> <li>○浄化槽保守点検業者との間で締結した業務委託契約書の写し</li> <li>○浄化槽法に基づく法定検査（法第 7 条検査）の依頼書（検査手数料：14,000 円）</li> <li>○浄化槽設備士が監督していることを証する写真等（浄化槽設備士免状の写しを添付）</li> <li>○設置工事費内訳実績書 様式第 7 号</li> <li>○施工状況確認表 様式第 8 号</li> <li>○その他市長が必要と認める書類</li> </ul> </li> </ul>
⑧完了検査	生活環境課職員が現地確認
⑨交付確定通知	郵 送
⑩補助金請求	補助金を市へ請求してください。
⑪補助金振込	<p>浄化槽設置工事業者へ工事費を支払いし、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○領収書の写し（補助金振込後）を市へ提出してください。（領収書の日付は、補助金振込以降の日付を記入してください。）</li> </ul>

## 9 その他

### ◇ 使用開始報告

浄化槽の使用開始から 30 日以内に、市へ使用開始報告書を提出してください。

### ◇ 定期検査

浄化槽法の規定により、全ての浄化槽は、毎年 1 回、北海道浄化槽協会による第 11 条検査（9,000 円）を受けなければなりません。

### ◇ 保守点検と清掃委託

浄化槽法により設置者に義務づけられています（有料です）。